

大和市告示第63号

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱（平成26年大和市告示第181号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「対し、」の次に「予算の範囲内において」を加える。

第2条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とする。

第3条第1項中「補助の対象となる事業（以下「」及び「」という。）」を削る。

第4条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「」及び「」という。）」を削る。

第8条第1項ただし書を削る。

別表第1生活支援ロボット研究開発事業の項中「300,000円」を「500,000円」に
改め、同表生活支援ロボット関連設備導入事業の項補助事業の欄から補助対象経費の欄までを削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。